

府営住宅資産を活用したまちづくり研究会
中間報告説明会の議事概要

1. 日時・場所

- ①平成 23 年 9 月 26 日（月） 15:00～16:30 三島府民センター 第 1 会議室
- ②平成 23 年 9 月 27 日（火） 15:00～16:30 府庁新別館北館 さいかくホール
- ③平成 23 年 9 月 27 日（火） 10:00～11:00 大阪府咲洲庁舎 38 階会議室
- ④平成 23 年 9 月 28 日（水） 10:00～11:30 泉南府民センター 多目的ホール

2. 参加者数 計 61 名（参加 29 市町／対象 38 市町）

3. 議事概要

事務局から中間報告の内容を説明し、アンケート依頼の後、意見交換・質疑応答を行った。

【主な意見・質疑応答】

<市町移管と戸数縮減の関係>

- ・ 市町移管する戸数が、府営住宅半減の戸数なのか。

市町に移管して減ったことになるとは考えていない。市に移管しても公のものであることに変わりはない。民間の住宅に空きが多くありそれらを活用することで、直接公が作る住宅を減らそうということが、住宅政策の転換で、将来的な目標である半減の趣旨。

<市の取組み>

- ・ 現在、市の住宅マスタープランの改定中であり、移管についても位置づけたいと思っている。

<移管にあたっての条件>

- ・ 移管を受けるにしても、団地ごとの移管は可能か。

府としては、移管を受ける場合は全団地を受けていただくように考えている。福祉サービスの提供など総合的に基礎自治体でと考えているため、市町の住宅政策として市町内の府営住宅全てについてどう活用されるのか、お示しいただきたい。

しかし、研究会でも「一部の団地のみでも」との意見があり、今回のアンケートで各市町の意見をいただきながら検討していく。

- ・ 移管を受けた後、府が起債償還し、市町は府に負担金を納めるとのことだが、基金を起債償還にあてるのが公営住宅の制度上可能なため、要望として、府営住宅整備基金を各市町が利用できるよう考えていただきたいとお伝えしておく。
- ・ 各府営住宅の境界については確定しているのか。不法占拠や、民地が入っている場

合もある。各市町が移管を受けるにあたっては、市町が境界画定を行うのか、府が行うのか。

境界確定済みの団地は少ない。建替え等の整備をする時や、売却する時に、境界確定を行っている。

不法占拠等については把握できていないこともあると思う。個別の協議をさせていただくときに、詳細を確認していくことになる。現状のままで移管することを基本と考えている。

<府営住宅の団地ごとの事業方針>

- ・ 府営住宅の団地ごとの事業方針について、移管の検討の中で協議できるのか。

今年度、ストック計画の改定の時期であり、全体的な方針を示す総合活用計画については、近々パブリックコメントを実施する予定。各団地ごとの事業計画は、今年中にストック活用事業計画として出す予定。

耐震化を基本に各団地の事業手法（建替え、耐震改修、用途廃止等）について、まず府としての考え方をお示しし、それから各市町の意向をお聞きしていきたい。市町の意見を聞いて事業手法を変更することもある計画とする。